

社会福祉法人飛龍会 別途利用料

(保育園部)

※保育標準時間認定の場合の別途利用料（該当部分のみ）

| | 項目 | 利用料 | 利用料単位 | 備考 | みやこ町無償化対象 |
|---|---------------------------|--------------|-------|---|-----------|
| 1 | 夕方延長（午後6時30分を超えて午後7時まで） | 1,000円 | 月極 | 申請必要、おやつ代含む 月～土曜日 | × |
| 2 | 1日夕方延長（午後6時30分を超えて午後7時まで） | 100円 | 1回 | おやつ代含む | × |
| 3 | 主食（米）代 | 500円（又は白米1升） | 月極 | 3～5歳児のみ | × |
| 4 | 副食（おかず・おやつ）代 | 4,500円 | 月極 | 3～5歳児のみ 低所得世帯及び第3子以降（未就学児 の子どものうち）は免除 | ○ |

※保育短時間認定の場合の別途利用料（該当部分のみ）

| | 項目 | 利用料 | 利用料単位 | 備考 | みやこ町無償化対象 |
|---|------------------------------|--------------|-------|---|-----------|
| 1 | 1日早朝延長（午前7時から午前8時30分前まで） | 100円 | 1回 | | × |
| 2 | 1日延長保育（午後4時30分を超えて午後6時30分まで） | 200円 | 1回 | | × |
| 3 | 1日夕方延長（午後6時30分を超えて午後7時まで） | 100円 | 1回 | おやつ代含む | × |
| 4 | 主食（米）代 | 500円（又は白米1升） | 月極 | 3～5歳児のみ | × |
| 5 | 副食（おかず・おやつ）代 | 4,500円 | 月極 | 3～5歳児のみ 低所得世帯及び第3子以降（未就学児 の子どものうち）は免除 | ○ |

1. 保育園部の保育料無償化の対象費用

※全ての3～5歳児の保育料は無償化の対象となります。0～2歳児の保育料は住民税非課税世帯のみが無償化の対象となります。
ただし、給食代、延長保育代等の実費は無償化の対象外です。

※副食代は無償化の対象外ですが、低所得世帯及び第3子以降の副食代は免除されます。

・免除対象者

①生活保護世帯

②世帯の住民税所得割合算額が57,700円未満（ひとり親等世帯77,101円未満）の世帯

③上記①②に該当しない世帯において、未就学児の子どものうち、3番目以降の子

社会福祉法人飛龍会 別途利用料

(幼稚園部)

※幼稚園部の別途利用料（該当部分のみ）

| | 項目 | 利用料 | 利用料単位 | 備考 | 預かり保育の 無償化対象 | みやこ町無 償化対象 |
|---|------------------------------|--------|-------|----------------------------------|-----------------|---------------|
| 1 | 1日早朝延長（午前7時から午前8時30分前まで） | 100円 | 1回 | 保育料 | ○ | × |
| 2 | 1日延長保育（午後3時30分を超えて午後6時30分まで） | 200円 | 1回 | 保育料 | ○ | × |
| 3 | 1日夕方延長（午後6時30分を超えて午後7時まで） | 100円 | 1回 | 保育料・おやつ代含む | × | × |
| 4 | 土曜日保育（午前9時から午後3時まで） | 350円 | 1回 | 保育料 | ○ | × |
| | | 0円 | 1回 | 給食代・おやつ代 | × | × |
| 5 | 主食（米）代 | 400円 | 月極 | | / | × |
| 6 | 副食（おかず・おやつ）代 | 3,600円 | 月極 | 低所得世帯及び第3子以降（小学校3年生以下の子どものうち）は免除 | / | ○ |

※幼稚園部の休日

- ・土曜日、日曜日、祝祭日

※幼稚園部の長期休業日

- ・8月13～15日（夏休み）、12月29日～1月3日（冬休み）、3月24～31日（学期末休み）

※土曜日に園行事があるときは、土曜日保育利用料500円は必要ありません。

※午前8時30分から午前9時前、午後15時30分から16時前までは登降園時間とみなし、利用料はいただきません。

1. 幼稚園部の無償化の対象者と上限月額

| 区 分 | | 教育標準時間の保育料 | 預かり保育の利用料 | |
|---------------------------------|----------|--------------|--------------------|---------------|
| | | | 保育の認定事由に該当する | 保育の認定事由に該当しない |
| 3～5歳児（年少クラス以降） | | 対 象 （無 償） | 対 象 （上限11,300円） | 対 象 外 |
| 満3歳児（3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども） | 住民税課税世帯 | | 対 象 外 | |
| | 住民税非課税世帯 | | 対 象 （上限16,300円） | |

2. 幼稚園部の保育料無償化の対象費用

※教育標準時間の保育料は満3歳から無償化の対象となります。ただし、通園バス代、給食代等の実費は無償化の対象外です。

※副食代は無償化の対象外ですが、低所得世帯及び第3子以降の副食代は免除されます。ただし、土曜日は免除の対象外です。

・免除対象者

①生活保護世帯

②世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯

③上記①②に該当しない世帯において、小学校3年生以下の子どものうち、3番目以降の子

3. 幼稚園部の預かり保育利用料無償化の対象費用

※保育の必要性の認定事由に該当する場合、預かり保育の利用料も無償化の対象となります。ただし、満3歳児（3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども）については、住民税非課税世帯のみが対象ですのでご注意ください。

※預かり保育の利用料は、月額11,300円（満3歳の住民税非課税世帯は月額16,300円）を上限に、実際に支払った額と「日額単価（450円）×利用日数」を月ごとに比較して、どちらか小さい額が免除となります。